カード規定

１．（この規定の取引における契約の成立）

当金庫は、お客さまから当金庫所定の取引の申込書の提出を受け、これを承諾することによりときに契約が成立するものとします。

２．（カードの利用）

普通預金（利息を付さない旨の約定のある普通預金、総合口座取引の普通預金および利息を付さない旨の約定のある総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）について発行したキャッシュカードおよび貯蓄預金について発行したキャッシュカード（以下これらを「カード」といいます。）は、それぞれ当該預金口座について、次の場合に利用することができます。

（１） 当金庫および当金庫がオンライン現金自動預金機の共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「預入提携先」といいます。）の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）を使用して普通預金または貯蓄預金（以下これらを「預金」といいます。）に預入れをする場合

（２） 当金庫および当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「支払提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。）を使用して預金の払戻しをする場合

（３） 当金庫および支払提携先のうち当金庫がオンライン現金自動支払機の共同利用による振込業務を提携した金融機関等（以下「振込提携先」といいます。）の自動振込機（振込を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合

（４） その他当金庫所定の取引をする場合

３．（預金機による預金の預入れ）

（１） 預金機を使用して預金に預入れをする場合には、預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にカード（またはカードと通帳）を挿入し、現金を投入して操作してください。

（２） 預金機による預入れは、預金機の機種により当金庫または預入提携先所定の種類の紙幣に限ります。また、１回あたり預入れは、当金庫または預入提携先所定の枚数による金額の範囲内とします。

（３） 当該預金口座について初めてカードによる預入れがあった場合には、「現金自動預金機専用通帳」の発行の申込みがあったものとし、同通帳を発行しますので、「ご利用明細票」を綴り込んで保管してください。

４．（支払機による現金の払戻し）

（１）　支払機を使用して預金の払戻しをする場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にカードを挿入し、届出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、通帳および払戻請求書の提出はありません。

（２）　支払機による払戻しは、支払機の機種により当金庫または支払提携先所定の金額単位とし、１回あたりの払戻しは、当金庫または支払提携先所定の金額の範囲とします。なお、１日あたりの払戻しは、当金庫所定の金額の範囲内とします。

（３）　前項にかかわらず、当金庫および支払提携先の支払機による１日あたりの払戻しについて当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

（４）　当金庫および支払提携先の支払機による１日あたりの払戻回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

（５）　支払機を使用して預金の払戻しをする場合に、払戻請求金額と第６条第２項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額をこえるときは、その払戻しはできません。

５．（振込機による振込）

（１）　振込機を使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にカードを挿入し、届出の暗証番号その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合における預金の払い戻しについては、通帳および払戻請求書の提出は必要ありません。

（２）　前項の振込依頼をする場合における１回あたりの振込は、当金庫または振込提携先所定の金額の範囲内とします。なお、１日あたりの振込は当金庫所定の金額の範囲内とします。

（３）　前項にかかわらず、第１項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による１日あたりの振込について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の金額の範囲内とします。

（４）　第１項の振込依頼をする場合における当金庫および振込提携先の振込機による１日あたりの振込回数について当金庫が本人から当金庫所定の方法により届出を受けた場合には、その届出の回数の範囲内とします。

６．（自動機利用手数料等）

（１）　預金機を使用して預金に預入れをする場合には、当金庫または預入提携先所定の預金機の利用に関する手数料をいただきます。

（２）　支払機または振込機を使用して預金の払戻しをする場合には、当金庫または支払提携

先所定の支払機・振込機の利用に関する手数料（前項の手数料とこの手数料を総称して、以下「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

（３） 自動機利用手数料は、預金の預入れおよび払戻し時に、通帳および払戻請求書なしで、その預入れ・払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、預入提携先または支払提携先の自動機利用手数料は、当金庫から預入提携先または支払提携先に支払います。

（４） 振込手数料は、振込資金の預金口座からの払戻し時に、通帳および払戻し請求書なしで、その払戻しをした預金口座から自動的に引落します。なお、振込提携先の振込手数料は、当金庫から振込提携先に支払います。

７．（代理人による預金の預入れ・払戻しおよび振込）

（１） 代理人（本人と生計をともにする親族１名に限ります。）による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証番号を届出てください。この場合、当金庫は代理人のためのカードを発行します。

（２） 代理人カードにより振込の依頼をする場合には、振込依頼人名は本人名義となります。

（３） 代理人のカードの利用についても、この規定を適用します。

８．（預金機・支払機・振込機故障時等の取扱い）

（１） 停電、故障等により預金機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫本支店の窓口でカードにより預金に預入れをすることができます。

（２） 停電、故障等により支払機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当金庫が支払機故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当金庫本支店の窓口でカードにより預金の払戻しをすることができます。なお、提携先の窓口では、この取扱いはできません。

（３） 前記第１項、第２項による預入れまたは払戻しをする場合には、カードを提出し、当金庫所定の入金票にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、または当金庫所定の払戻請求書にカードの口座番号、氏名、金額を記入のうえ、当金庫所定の手続に従ってください。この場合、払戻請求書に住所、電話番号等の記入を求めることがあります。

（４） 停電、故障等により振込機による取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、第２項によるか振込依頼書を提出することにより振込の依頼をすることができます。

９．（カードによる預入れ・払戻し金額等の通帳記入）

カードにより預入れた金額、払戻した金額、自動機利用手数料金額または振込手数料金額の通帳記入は、通帳が当金庫または提携信用金庫の預金機、支払機、振込機および通帳記帳機で使用された場合または当金庫本支店の窓口に提出された場合に行います。また、窓口でカードにより取扱った場合にも同様とします。なお、預入れまたは払戻した金額とは別に、自

動機利用手数料金額および振込手数料金額はその合計額をもって通帳に記入します。

１０．（カード・暗証番号の管理等）

（１） 当金庫は、支払機または振込機の操作の際に使用されたカードが、当金庫が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当金庫所定の方法により確認のうえ預金の払戻しを行います。当金庫の窓口においても同様にカードを確認し、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された暗証番号と届出の暗証番号との一致のうえ取扱いをいたします。

（２） カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。なお、暗証番号は、当金庫所定の支払機を使用して変更することもできます。この場合、第１３条の定めにかかわらず、書面による届出の必要はありません。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当金庫に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる預金の払戻し停止の措置を講じます。

（３） カードの盗難にあった場合には、当金庫所定の届出を当金庫に提出してください。

１１．（偽造カード等による払戻し等）

偽造または変造カードによる個人の預金の払戻しについては、本人の故意による場合または当該払戻しについて当金庫が善意かつ無過失であって本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当金庫所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当金庫の調査に協力するものとします。

１２．（盗難カードによる払戻し等）

（１） 個人のカードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた払戻しについては、次の各号のすべてに該当する場合、本人は当金庫に対して当該払戻しにかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

① カードの盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること

② 当金庫の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること

③ 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

（２） 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが本人の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の３０日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、３０日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しにかかる損害（手数料や利息を

含みます。）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の４分の３に相当する金額を補てんするものとします。

（３） 前２項の規定は、第１項にかかる当金庫への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。）から、２年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

（４） 第２項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん責任を負いません。

① 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

A．本人に重大な過失があることを当金庫が証明した場合

B．本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合

C．本人が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

② 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

１３．（カードの紛失、届出事項の変更等）

カードを紛失した場合または氏名、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から当金庫所定の方法により当金庫に届出てください。

１４．（カードの再発行）

（１） カードの盗難、紛失等の場合のカード再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

（２） カードを再発行する場合には、当金庫所定の再発行手数料をいただきます。

１５．（預金機・支払機・振込機への誤入力等）

（１） 預金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。なお、預入提携先の預金機、支払提携先の支払機、振込提携先の振込機を使用した場合の預入提携先、支払提携先または振込提携先の責任についても同様とします。

（２） カードによる窓口での預金の預入れまたは払戻しをする際に、当金庫所定の入金票ま

たは払戻請求書への金額等の誤記入により発生した損害については、当金庫は責任を負いません。

１６．（解約、カードの利用停止等）

（１） 預金口座を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当金庫普通預金規定または貯蓄預金規定により、預金口座が解約された場合にも同様に返却してください。なお、未処理取引のある場合は、その処理が終了するまで解約を延期させていただく場合があります。

（２） カードの改ざん、不正使用など当金庫がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をおことわりすることがあります。この場合、当金庫からの請求がありしだい直ちにカードを当店に返却してください。

（３） 次の場合には、カードの利用を停止または制限することがあります。この場合、当金庫の窓口において当金庫所定の本人確認書類の提示を受け、当金庫が本人であることを確認できたときに停止または制限を解除します。

① 第１７条に定める規定に違反した場合

② 預金口座に関し、最終の預入れまたは払戻しから当金庫が別途表示する一定の期間が経過した場合

③ カードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合

④ カードがマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与、経済制裁関係法令に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当金庫が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当金庫が必要と判断した場合

⑤ 当金庫が定める預金者のうち普通預金規定において表示する一定の期間カードの利用がない場合

１７．（譲渡、質入れ等の禁止）

カードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

１８．（規定の適用）

この規定に定めのない事項については、当金庫普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定および振込規定により取扱います。

１９．（規定の変更）

（１） この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況変化、その他適切な事由がある と認められる場合には、民法第５４８条の４の規定に基づき変更するものとします。

（２） 第１項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならび にそ

の効力発生時期を、店頭表示および当金庫ホームページへの掲載またはその他 適切な方法で公表することにより、周知します。

（３） 第１項および第２項による変更は、公表の際に定める１か月以上の適切な期間を 経過した日から適用するものとします。

以上

（令和８年９月１日現在）

諏訪信用金庫
SUWA SHINKIN BANK